

いわき市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を指定したので、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）第54条第1項の規定により、告示します。

令和8年4月1日

いわき市長 内田 広之

- 1 指定納付受託者の氏名（事業所名）及び住所（所在地）
株式会社アイモバイル
東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
「元気なまちいわき・ふるさと寄附金」に係る寄附金歳入
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで